2021年 行政書士試験

本試験分析 速報



1 合格基準

1 配点

	試験科目	出是	通形式	出題数	配点
		択一式	5 肢択一式	40問	160点
注入於	憲法、行政法、民法、商法、基礎法学	700 元	多肢選択式	3問	24点
法令等	WEIZA J	記	述式	3 問	60点
	1111111			46問	244点
一般知識等	政治・経済・社会、情報通信・ 個人情報保護、文章理解	択一式	5 肢択一式	14問	56点
合計			60問	300点	

- ※「法令等」は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」の略です。
- ※「一般知識等」は、「行政書士の業務に関連する一般知識等」の略です。

※択一式 5 肢択一式:1 間につき4点

多肢選択式:1間につき8点 空欄 (ア〜エ)1つにつき2点

※記述式 1 間につき20点

2 合格基準

次の要件をすべて満たした者が合格となります。

- ① 「法令等」の得点が、満点の**50%以上**(122点以上)である者。
- ② 「一般知識等」の得点が、満点の**40%以上**(24点以上)である者。
- ③ 試験全体の得点が、満点の60%以上(180点以上)である者。

※問題の難易度により、補正的措置が加えられる場合があります。例えば、2014年の合格 基準は、試験問題の難易度を評価し、次のとおり補正的措置が講じられています。

- ① 「法令等」の得点が、110点以上である者。
- ② 「一般知識等」の得点が、24点以上である者。
- ③ 試験全体の得点が、166点以上である者。

2 本試験分析

1 正解率

問題番号	科目	正解	正解率
問題1	基礎法学	5	61.9%
問題2	基礎法学	5	75.7%
問題3	憲法	4	82.9%
問題4	憲法	2	89.3%
問題5	憲法	3	59.5%
問題6	憲法	4	65.6%
問題7	憲法	5	86.9%
問題8	行政法	4	83.5%
問題9	行政法	1	72.5%
問題10	行政法	2	80.3%
問題11	行政法	1	89.1%
問題12	行政法	3	65.3%
問題13	行政法	3	69.9%
問題14	行政法	3	78.1%
問題15	行政法	1	60.3%
問題16	行政法	2	61.9%
問題17	行政法	3	76.8%
問題18	行政法	4	74.4%
問題19	行政法	4	92.5%
問題20	行政法	1	88.3%
問題21	行政法	1	88.0%
問題22	行政法	2	94.1%
問題23	行政法	5	83.5%
問題24	行政法	5	44.0%
問題25	行政法	3	34.9%
問題26	行政法	2	60.3%
問題27	民法	2	20.0%
問題28	民法	4	46.4%
問題29	民法	5	32.8%
問題30	民法	3	82.4%
問題31	民法	3	34.7%
問題32	民法	5	78.1%
問題33	民法	4	36.3%
問題34	民法	5	81.3%
問題35	民法	4	54.1%
問題36	商法	3	36.5%
問題37	商法	4	18.1%
問題38	商法	4	40.5%
問題39	商法	1	30.9%
問題40	商法	1	40.0%

問題番号	科目	正解	正解率
問題41ア	憲法	20	14.4%
問題417	憲法	13	28.8%
問題417	憲法	19	42.7%
		16	39.5%
問題41工	憲法	6	
問題42ア	行政法	1	78.1%
問題42イ	行政法		78.9%
問題42ウ	行政法	12	91.7%
問題42工	行政法	2	86.9%
問題43ア	行政法	9	21.6%
問題43イ	行政法	17	60.3%
問題43ウ	行政法	13	84.0%
問題43工	行政法	6	72.8%
問題44	行政法	_	_
問題45	民法		_
問題46	民法	_	_
問題47	政経社	4	60.3%
問題48	政経社	2	68.5%
問題49	政経社	2	12.8%
問題50	政経社	1	45.3%
問題51	政経社	3	74.1%
問題52	政経社	2	26.1%
問題53	政経社	5	73.9%
問題54	政経社	4	85.1%
問題55	情報等	3	80.3%
問題56	情報等	3	88.5%
問題57	情報等	5	54.1%
問題58	文章理解	5	98.1%
問題59	文章理解	2	82.4%
問題60	文章理解	3	76.5%

2021年11月16日13時現在 採点サービス利用375名

2 平均点

	法令等※	一般知識等	全体※	合格率
2017年	124. 1点	38.2点	162.3点	15. 7%
2018年	116.3点	33.2点	149.5点	12.7%
2019年	103.0点	41.4点	144. 4点	11.5%
2020年	112.6点	42.3点	154. 9点	10.7%
2021年	116.1点	37.0点	153.1点	_

[※] 記述式は除く

3 基礎法学

1. 平均正解数

2019年	2020年	2021年
2問中1.2問	2問中0.6問	2間中1.4間

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題1	法律に於ける正義と公平	В
問題2	法令の効力	A

※ランク A…正解率70%超、B…正解率70%以下40%以上、C…正解率40%未満

3. 総評

基礎法学は例年どおりである。問題2は過去問学習で正解を導き出せる。従来どおり過去問学習と現場思考で対応することが必要である。

4 憲法

1 平均正解数

①5肢択一式

2019年	2020年	2021年
5問中3.1問	5問中2.4問	5問中3.8問

②多肢選択式

2019年	2020年	2021年
空欄4個中2.2個	空欄4個中2.7個	空欄4個中1.3個

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題3	国家賠償と損失補償の谷間	А
問題4	捜査とプライバシー	А
問題5	地方公共団体がその土地を神社の敷地として無償で提供することの合憲性	В
問題6	国会中心立法の原則・国会単独立法の原則	В
問題7	新憲法と民主主義(国民投票制)	A
問題41ア		С
問題41イ	裁判員制度の合憲性	С
問題41ウ		В
問題41工		С

3. 総評

憲法はほぼ例年通りであるが、多肢選択式が難化した。上位群(27%)と下位群(27%)の差を弁別指数といい、この差が高いほど良問であるとされる。別の見方をすればこの差が大きい問題が合否を分けた問題ともいえる。データを分析すると、5肢択一式で合否を分けた問題は、問題3、6となる。問題6は、過去に出題された実績はないが、憲法上の基本論点である。憲法は出題数が多くなく、過去問の蓄積も十分ではない。過去に出題されていない論点であっても、重要判例や基本論点をしっかりおさえておきたい。

5 行政法

1. 平均正解数

①5肢択一式

2019年	2020年	2021年
19問中10.7問	19問中12.6問	19間中14.0間

②多肢選択式

2019年	2020年	2021年
空欄8個中6.7個	空欄8個中6.4個	空欄8個中5.8個

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題 8	法理論 法の一般原則	A
問題 9	法理論 行政裁量	A
問題10	法理論 行政立法	A
問題11	行政手続法 意見公募手続	A
問題12	行政手続法 理由の提示	В
問題13	行政手続法 行政指導	В
問題14	行政不服審査法 執行停止	A
問題15	行政不服審査法 再調査の請求	В
問題16	行政不服審査法 審査請求	В
問題17	行政事件訴訟法 執行停止・無効確認訴訟・申請型義務付け訴訟	A
問題18	行政事件訴訟法 処分取消訴訟	A
問題19	行政事件訴訟法 取消訴訟の原告適格	A
問題20	国家補償 国家賠償法と失火責任法	A
問題21	国家補償 規制権限の不行使(不作為)	A
問題22	地方自治法 公の施設	A
問題23	地方自治法 普通地方公共団体に適用される法令等	A
問題24	地方自治法 普通地方公共団体の長と議会の関係	В
問題25	行政法総合 通達の取消しを求める訴えに関する最高裁判所判決	С
問題26	行政法総合 公立学校に関する最高裁判所の判例	В
問題42ア		A
問題42イ	 法理論 行政強制・行政罰	A
問題42ウ	12\rightarrow 11\rightarrow 12\rightarrow 11\rightarrow 12\rightarrow	A
問題42工		A
問題43ア		С
問題43イ	 行政手続法 1級建築士免許取消しに関する最高裁判所判決	В
問題43ウ	7]以丁/ルルは 1/ル以建栄1光町収付しに関りの取同級刊別刊伝 	A
問題43工		A

3. 総評

行政法は例年どおりとなった。データを分析すると、ほぼすべての問題で上位群と下位群に差がついており、昨年同様、行政法が合否を分けたといえる。5 肢択一式で特に差がついた問題は、問題9、10、12、13、14、15、16、17、18、20、23、24、25、26である。行政法で確実に得点することが重要である。

6 民法

1 平均正解数

2019年	2020年	2021年
9問中4.2問	9問中5.2問	9間中4.0間

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題27	意思表示	С
問題28	不在者の財産の管理及び失踪の宣告	В
問題29	物権的請求権	С
問題30	留置権	A
問題31	債務不履行	С
問題32	債権者代位権	A
問題33	売買	С
問題34	不法行為	A
問題35	相続	В

3. 総評

民法はここ数年難化傾向が続いている。まずAランクの問題をしっかり正解したい。データを分析すると、Bランクの問題28、35も差がついた問題となっている。問題28の正解肢は基本論点であり、民法は、過去に出題されていない論点であっても、基本論点をしっかりおさえておきたい。

7 商法

1. 平均正解数

2019年	2020年	2021年
5問中1.8問	5問中2.1問	5間中1.7間

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題36	商行為とならないもの	С
問題37	株式会社の設立に係る責任等	С
問題38	株式の質入れ	В
問題39	社外取締役および社外監査役の設置	С
問題40	剰余金の株主への配当	В

3. 総評

商法は、マイナーテーマが多く難化している。まず過去問出題論点、次に頻出論点である株式会社の設立、株式、株主総会、取締役・取締役会の基本事項をおさえておきたい。

8 政治・経済・社会

1. 平均正解数

2019年	2020年	2021年
7問中4.2問	7問中5.9問	8間中4.5間

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題47	近代オリンピック大会と政治	В
問題48	日本における新型コロナウイルス感染症対策と政治	В
問題49	公的役職の任命	С
問題50	ふるさと納税	В
問題51	国際収支	A
問題52	エネルギー需給動向やエネルギー政策	С
問題53	先住民族	A
問題54	ジェンダーやセクシュアリティ	А

3. 総評

政治・経済・社会は7間の出題であることもあるが、今年は8間の出題となっている。例年差がついた問題は少なく、今年も差がついた問題は、問題48のみである。出題されているテーマは幅広いが、問題53、54のように、正解肢だけは判断しやすい問題もあり、新聞やニュース等で広く浅く時事を学習することが重要である。

9 情報通信・個人情報保護

1. 平均正解数

2019年	2020年	2021年
4問中3.5問	4問中2.1問	3間中2.2間

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題55	顔認識・顔認証	A
問題56	車両の自動運転化の水準(レベル)	A
問題57	国の行政機関の個人情報保護制度	В

3. 総評

情報通信・個人情報保護は4間の出題であることもあるが、今年は3間の出題となっている。今年は差がついた問題はなかった。知識ではなく現場思考で常識的に判断できる問題が多かったことが原因と思われる。なお、個人情報保護制度に抜本的な法改正があるため、来年以降の学習には注意が必要である。

10 文章理解

1. 平均正解数

2019年	2020年	2021年
3問中2.7問	3問中2.6問	3問中2.6問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題58	空欄補充問題	A
問題59	空欄補充問題	A
問題60	空欄補充問題	A

3. 総評

平均正解数は例年どおり。 $2\sim3$ 問正解したい。今年の問題であれば 3 問全問正解も難しくはない。

3 記述式解説

問題44

【正解例】

行政指導に該当し、文部科学大臣に対し、中止その他必要な措置をとることを求めることができる。(45字)

【解説】

1. 問題文の検討

本間では、「この文部科学大臣の勧告は、行政手続法の定義に照らして何に該当するか。また、それを前提に同法に基づき、誰に対して、どのような手段をとることができるか」とある。

したがって、本間では、①当該勧告が何に該当するか、②誰に対して、③とるべき手段を 記述すればよいことがわかる。

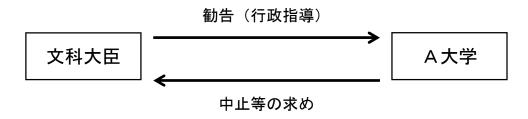
2. 知識・キーワードの抽出

行政手続法上、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものを「行政指導」という(行政手続法2条六号)。

よって、本間の学校教育法15条1項に基づく文部科学大臣の勧告は、行政手続法の定義 に照らして「行政指導」に該当する。

法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない(行政手続法36条の2第1項)。これを「行政指導の中止等の求め」という。行政指導は、原則として、不服申立て及び取消訴訟の対象とならないが、行政手続法は、行政機関に行政指導の再考を求める手続を定めている。

よって、本問の場合、A大学は、文部科学大臣に対して、当該勧告の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。



3. 総評

問われている論点は、過去に択一式でも出題されており、知識の正確性が要求される。

問題45

【正解例】

Cが本件代金債権につき、譲渡制限の意思表示を知り、又は重大な過失によって知らなかった場合。(45字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「Bが本件代金債権に係る債務の履行を拒むことができるのは、どのような場合か」とある。

したがって、本間では、本件代金債権の債務者Bが、譲受人Cに対し、債務の履行を拒む ことができる場合を記述すればよいことがわかる。

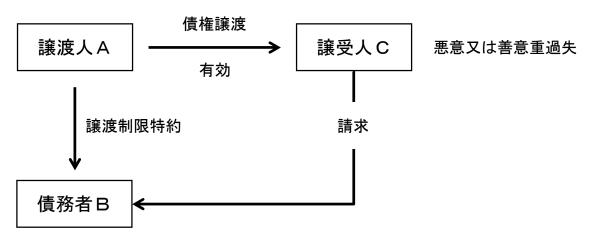
2. 知識・キーワードの抽出

債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない(民法466条1項)とされており、債権は、自由に譲渡できるのが原則である。これを債権譲渡自由の原則という。

当事者は、債権の譲渡を制限する特約(譲渡制限特約)をすることができるが、当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない(民法466条2項)とされており、譲渡制限特約付きの債権の譲渡は、有効である。

譲渡制限特約付きの債権の譲渡がされた場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる(民法466条3項)。

よって、本問の場合、債務者Bが本件代金債権に係る債務の履行を拒むことができるのは、譲受人Cが譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき(悪意又は善意重過失のとき)である。



Bは履行を拒むことができる

3. 総評

問われている論点は、2017 (平成29) 年問題45と同じものである。記述式も過去問が蓄積しつつあるので、過去問の論点はしっかり確認しておきたい。

なお、法改正によって内容に変更があるので、改正前の民法を学習した経験がある方は 注意が必要である。

問題46

【正解例】

まずBが責任を負うが、Bが損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、Aが責任を負う。(45字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「誰がCに対して損害賠償責任を負うことになるか。必要に応じて場合分けをしながら」記述することが問われている。

したがって、本問では、①損害賠償責任を負う者を、②場合分けをしながら記述すれば よいことがわかる。

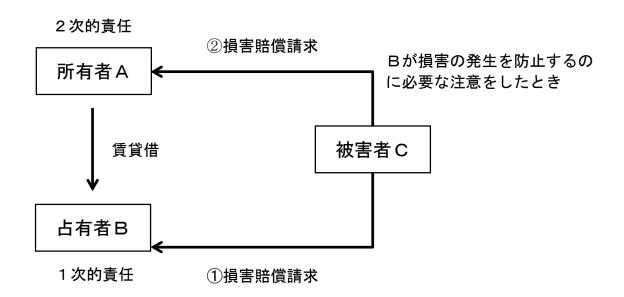
2. 知識・キーワードの抽出

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない(民法717条1項)。これを土地工作物責任という。

土地工作物責任を負うのは、第一次的には占有者である。よって、本問の場合、まず占有者である賃借人Bが責任を負う。

占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者が損害を賠償する必要があり、土地工作物責任を負うのは、第二次的には所有者である。

よって、本間の場合、占有者Bが損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、 所有者Aが責任を負う。



3. 総評

問われている論点は、過去に択一式でも出題されており、知識の正確性が要求される。